

## サービス利用料金

### (1) 利用料金（自己負担分）について

利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。この場合は文書で通知致します。

※下記の料金表は全て1割負担の金額となります。

(特定施設入居者生活介護費)《1日あたりの料金》

要支援1	182単位	1割負担	191円
要支援2	311単位	1割負担	325円
要介護1	538単位	1割負担	563円
要介護2	604単位	1割負担	632円
要介護3	674単位	1割負担	705円
要介護4	738単位	1割負担	772円
要介護5	807単位	1割負担	844円

- \* 利用者の負担割合は「負担割合証」に記載された割合となります。  
また、所定単位に10.45を乗じた額から給付費を引いた額が負担額となります。
- \* 介護職員処遇改善加算（I）は、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、本人に対し、介護サービスを行った場合に、利用した単位数にサービス別加算率（8.2%）を乗じた単位数で算定されます。
- \* 介護職員等特定処遇改善加算は介護職員処遇改善加算（I）を取得し、職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っており、技能・経験のある勤続年数の長い介護職員等の処遇改善を目的に賃金改善する加算として、合計単位数の2.7%を乗じます。
- \* サービス提供強化加算（I）は介護職員の中で介護福祉士の資格を持つ割合が70%以上であること及びサービスの質の向上に資する取り組みを行うことを条件に1日につき22単位（1割負担23円）を算定します。
- \* これは、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、本人に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき22単位（1割負担23円）を加算し算定されます。
- \* 夜間看護体制加算があります。これは、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、本人に対し、看護職員により、又は病院等との連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保した場合は、1日につき10単位（1割負担11円）を加算し算定されます。

- \* 個別機能訓練加算があります。これは、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、本人に対し、機能訓練指導員・看護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に、1日につき12単位（1割負担13円）を加算し算定されます。
- \* 上記の利用料は一日あたりの目安であり、請求は月でまとめさせていただきます。
- \* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価として令和3年9月末まで、基本報酬に0.1%上乘せします。